

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和5（2023）年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について				制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等		備考
1	財務省	税理士 [昭和26年度]	税理士法	—	日本税理士会 連合会 [税理士名簿に 登録]	○					国税庁長官官房総務課税理士監理室税 理士第一係 TEL 代表03-3581-4161（内線3402）
2	財務省	通関士 [昭和42年度]	通関業法	—	税関長 [通関士証票の 交付]	○					財務省関税局業務課通関業係 TEL 代表 03-3581-4111（内線5393）